

85	建設局	土砂災害対策の推進																						
事業概要	<p>「人命の保護」を最優先に、災害対応能力の向上・充実のための総合的な土砂災害対策として、ソフト対策とハード対策が一体となった事業を実施している。ソフト対策は、住民に対して土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の周知や避難の指標となる土砂災害警戒情報の発表を行っている。またハード対策は、緊急性の高い箇所から順次、砂防堰堤やがけ崩れ防止施設等を整備している。</p>																							
これまでの経過	<p>1. ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年4月 土砂災害防止法施行</li> <li>平成15年度 土砂災害警戒区域指定に必要な基礎調査を開始</li> <li>平成17年度 青梅市成木地区78箇所を、都内初の土砂災害警戒区域に指定</li> <li>平成20年度 青梅市成木地区228箇所を、都内初の土砂災害特別警戒区域に指定</li> </ul> <p>2. ハード対策</p> <table border="1" data-bbox="422 703 1366 1016"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>根拠法（施行年）</th> <th>対策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土石流対策</td> <td>砂防法 (明治30年施行)</td> <td>砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備</td> </tr> <tr> <td>地すべり対策</td> <td>地すべり等防止法 (昭和33年施行)</td> <td>地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ対策</td> <td>急傾斜地崩壊防止法 (昭和44年施行)</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	根拠法（施行年）	対策の内容	土石流対策	砂防法 (明治30年施行)	砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備	地すべり対策	地すべり等防止法 (昭和33年施行)	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備	がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 (昭和44年施行)	急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備									
事業名	根拠法（施行年）	対策の内容																						
土石流対策	砂防法 (明治30年施行)	砂防指定地の指定 砂防堰堤、流路工等の整備																						
地すべり対策	地すべり等防止法 (昭和33年施行)	地すべり防止区域の指定 抑止杭、排水施設等の整備																						
がけ崩れ対策	急傾斜地崩壊防止法 (昭和44年施行)	急傾斜地崩壊危険区域の指定 擁壁、排水施設、法枠工等の整備																						
現在の進行状況	<p>・土砂災害対策の状況（都内全域）</p> <table border="1" data-bbox="363 1059 1366 1538"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業名</th> <th>平成29年度まで実施</th> <th>平成30年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ソフト</td> <td>土砂災害警戒区域指定</td> <td>12,341箇所</td> <td>約2,200箇所</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域指定</td> <td>9,447箇所</td> <td>約1,900箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ハード</td> <td>砂防事業</td> <td>砂防指定 187 溪流 ・砂防堰堤 238 基 ・流路工 78.3 k m</td> <td>・砂防堰堤 10 基 (うち概成 1 基) ・流路工 0.5 k m</td> </tr> <tr> <td>地すべり防止対策事業</td> <td>区域指定 13 箇所 (うち対策済 12 箇所)</td> <td>・事業個所 2 箇所 (うち概成 0 箇所)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊防止対策事業</td> <td>区域指定 59 箇所 (うち対策済 51 箇所)</td> <td>・事業個所 12 箇所 (うち概成 1 箇所)</td> </tr> </tbody> </table>			事業名		平成29年度まで実施	平成30年度見込	ソフト	土砂災害警戒区域指定	12,341箇所	約2,200箇所	土砂災害特別警戒区域指定	9,447箇所	約1,900箇所	ハード	砂防事業	砂防指定 187 溪流 ・砂防堰堤 238 基 ・流路工 78.3 k m	・砂防堰堤 10 基 (うち概成 1 基) ・流路工 0.5 k m	地すべり防止対策事業	区域指定 13 箇所 (うち対策済 12 箇所)	・事業個所 2 箇所 (うち概成 0 箇所)	急傾斜地崩壊防止対策事業	区域指定 59 箇所 (うち対策済 51 箇所)	・事業個所 12 箇所 (うち概成 1 箇所)
事業名		平成29年度まで実施	平成30年度見込																					
ソフト	土砂災害警戒区域指定	12,341箇所	約2,200箇所																					
	土砂災害特別警戒区域指定	9,447箇所	約1,900箇所																					
ハード	砂防事業	砂防指定 187 溪流 ・砂防堰堤 238 基 ・流路工 78.3 k m	・砂防堰堤 10 基 (うち概成 1 基) ・流路工 0.5 k m																					
	地すべり防止対策事業	区域指定 13 箇所 (うち対策済 12 箇所)	・事業個所 2 箇所 (うち概成 0 箇所)																					
	急傾斜地崩壊防止対策事業	区域指定 59 箇所 (うち対策済 51 箇所)	・事業個所 12 箇所 (うち概成 1 箇所)																					
今後の見通し	<p>1. ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等の指定を平成31年度前半までに完了</li> <li>土砂災害ハザードマップ作成に対する技術的支援を実施することで区市町村が住民の防災意識を高める取組を後押</li> <li>住民、自主防災組織に向けた出前講座の実施と区市町村防災担当者等に向けた講演会の実施</li> </ul> <p>2. ハード対策</p> <p>砂防事業は、時間と費用を要することから、避難所や要配慮者利用施設などの重要度や災害発生の危険度を考慮して、箇所ごとの緊急性を評価し、計画的に事業を実施する。急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地法に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、区市町村の要望受け、事業を実施する。</p>																							
問い合わせ先	建設局 河川部 計画課		電話 03-5320-5412																					